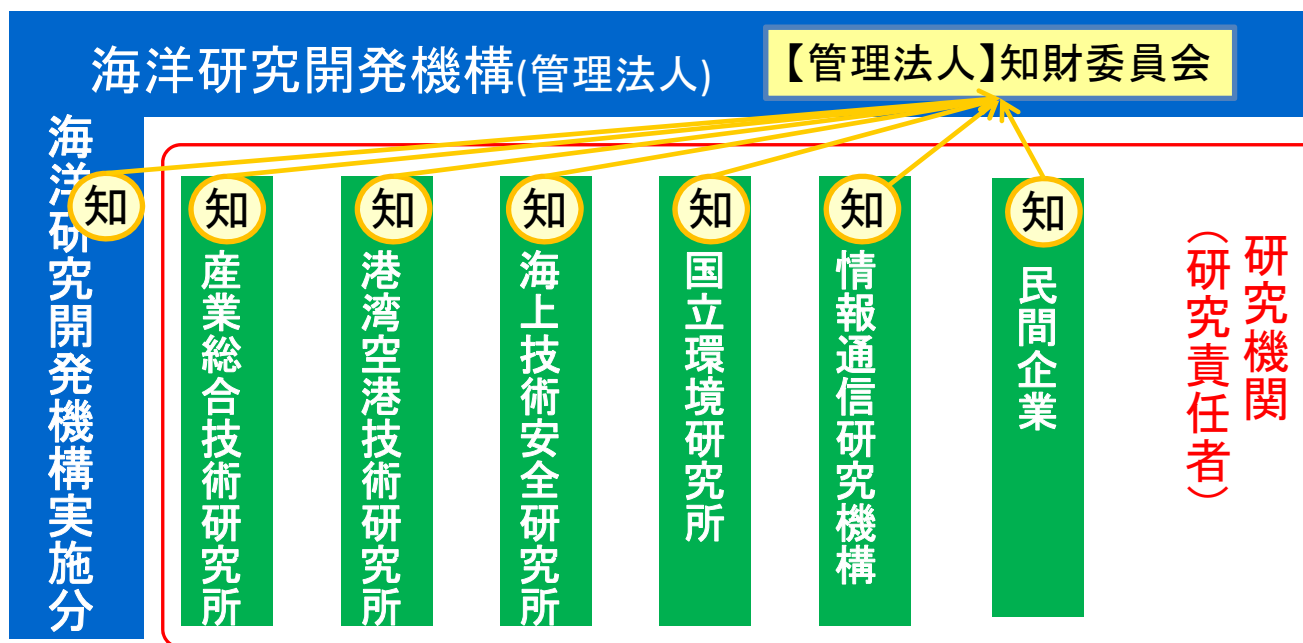


管理法人(機構)と各研究機関にそれぞれ知財委員会を置く。

H26. 6/5
海洋研究開発機構



【管理法人】知財委員会:

管理法人のJAMSTEC内に設置(新設)。委員はPDまたはPD代理人、各研究機関関係者、専門家等から構成。

課題全体の方針の決定及び各種の取りまとめ。
各研究機関間の知財権の取扱い等に関する調整。
課題終了時の課題全体の知財権取扱いの協議。

【研究機関】知財委員会:

各研究機関に設置(既存の知財管轄組織等を活用可能)。

知 委員会構成者その他詳細事項は、設置機関にて定めることができる。

【研究機関】知財委員会の事務は、設置機関が行う。

注1)知財権の取扱いは、原則として、「SIP運用指針」に記載された知財に関する事項に従う。
注2)手続き等の詳細は引き続き検討。